

令和3年度 住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金の取組状況について

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、生活・暮らしの支援をするため、国の緊急支援策に係る「住民税非課税世帯等臨時特別給付金」等の支給手続きを開始しました。

1 対象者数

非課税世帯	基準日(R3.12.10)において世帯全員が令和3年度分の住民税均等割が非課税である世帯 ※	約15,100世帯
家計急変世帯	新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、非課税世帯と同様の事情にあると認められる世帯	約1,000世帯

※住民税が課税されている者の扶養親族等のみからなる世帯を除く

2 給付額

一世帯あたり110,000円(国分100,000円、市加算分10,000円)

3 取組状況(予定)

令和4年1月19日(水)市HP掲載

2月2日(水)非課税世帯向けの案内状を送付(12,197世帯)

2月7日(月)家計急変世帯向けの相談窓口を開設(本庁福祉推進課内)

3月上旬 非課税世帯向けの案内状を送付(他市課税者等 約2,900世帯)

4 周知方法

- ・市HP、市広報、出雲ケーブルテレビによる広報
- ・市役所・各行政センター相談窓口や出雲市社会福祉協議会相談窓口において周知用チラシを配布
- ・生活資金支援給付金支給者への案内状送付

5 受付状況

令和4年2月9日(水)現在

非課税世帯	5,010世帯(41.1%)
家計急変世帯	7世帯

※令和4年2月22日(火)初回支給(予定)

以降、毎週1回支給

問い合わせ先
福祉推進課 松井
TEL 0853-21-6691